

青森大学薬学教育センター規程

(目的)

第1条 青森大学(以下「本学」という。)学則第1条第2項並びに第3項の規定及び本学入学者選抜・継続支援管理委員会(以下「委員会」という。)規程第3条第4項の規定に基づき、地域へ社会貢献できる優秀な薬剤師の育成を目指し、薬学教育の質的充実により薬剤師国家合格率向上を図るため、効率的な教育システムの構築・運営の組織的支援の核として青森大学薬学教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 在学生に対する学習支援の企画及び実施、相談の受付
- (2) 入学前教育の企画及び実施
- (3) 卒業生に対する国試合格へ向けたサポート
- (4) その他センターの目的達成のために必要な事項

(構成員)

第3条 センターには、次の各号に掲げる委員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) センター職員

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務に関する事項を統括する。

- 2 センター長は、薬学部教授から学長が任命する。
- 3 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が業務に支障が生じた場合には、その職務を代行する。

- 2 副センター長は、薬学部教員からセンター長が任命する。3 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター教員)

第6条 センター教員は、センター長及び副センター長の指示により業務を遂行する。

- 2 センター教員は、薬学部教員からセンター長が任命する。
- 3 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 第2条に掲げる業務に関する事項
- (2) 年間計画の策定に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項

- 2 委員会の委員は、センター長のほか、副センター長、薬学部長及び経営戦略局長とする。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の教職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 事務局にセンター職員を置き、委員会の方針に基づきセンターの業務に係る事務を行う。

- 2 経営戦略局長は、センターの事務を円滑に行うため、センター職員に対しセンターの事務に従事するよう、2名の者を指名することができる。
- 3 事務局は5号館5階の薬学教育センター内に設置する。
- 4 事務局の運営時間は下記の通りとする。
月～金曜日: 午前8時30分～13時00分 午後13時50分～17時00分
土、日曜日、祝日および本学が定めた休日は休局とする。
- 5 職員は業務終了後、日報を作成しセンター長へ提出する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

- 1 青森大学薬学教育センターの設置に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 青森大学薬学教育センター運用規程は、青森大学薬学教育センター規程に改める。